



2025 年 10 月 14 日

各 位

会社名 株式会社meito
代表者名 代表取締役社長 三矢 益夫
(コード：2207、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 内木 裕之
(TEL. 052-521-7112)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025年10月14日付の取締役会決議により、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決定するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」において、「収益力の向上と資本効率の改善」及び「継続的かつ安定的な株主還元」を重点施策として掲げ、人的資本・資本コスト・株価を意識した経営の強化に取り組んでおります。

このたび、株主価値の向上及び資本効率の改善を目的として、自己株式の取得及び消却を実施することといたしました。また、2025 年 10 月 14 日付の取締役会決議に基づく当社株式の売出し（以下「本売出し」という。）に伴う短期的な当社株式需給への影響を緩和し、株主の皆さまへの利益還元の充実を図る観点からも、本施策は重要な位置づけとなります。

具体的には、本日付の「中期経営計画の修正に関するお知らせ」において公表した当該計画の自己株式取得方針（2027 年 3 月 31 日までに総額 20 億円の自己株式取得を行う。）のもと、本売出しの受渡期日の翌営業日から 2026 年 10 月 29 日までに取得額 15 億円を上限とする自己株式取得枠を設定いたしました。また、今般取得した自己株式は全数消却する予定です。

本施策は、中期経営計画に基づく資本政策の一環として、資本効率の改善と株主価値の向上を同時に実現することを目的としております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 取得に係る事項の内容

- | | | |
|-----|------------|--|
| (1) | 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 取得し得る株式の総数 | 900,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 5.31%） |
| (3) | 株式の取得価額の総額 | 15 億円（上限） |
| (4) | 取得期間 | 本売出しに係る売出価格等決定日（2025 年 10 月 22 日（水）から 2025 年 10 月 27 日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。））に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日（売出価格等決定日の 6 営業日後の日）から 2026 年 10 月 29 日（木）まで（(注) 2.） |
| (5) | 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |

(注) 1. 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

2. 売出価格等決定日が 2025 年 10 月 22 日（水）の場合、「2025 年 10 月 30 日（木）から 2026 年 10 月 29 日（木）まで」

売出価格等決定日が 2025 年 10 月 23 日（木）の場合、「2025 年 10 月 31 日（金）から 2026 年 10 月 29 日（木）まで」

売出価格等決定日が 2025 年 10 月 24 日（金）の場合、「2025 年 11 月 4 日（火）から 2026 年 10 月 29 日（木）まで」

売出価格等決定日が 2025 年 10 月 27 日（月）の場合、「2025 年 11 月 5 日（水）から 2026 年 10 月 29 日（木）まで」

3. 消却の内容

- | | | |
|-----|-----------|------------------------|
| (1) | 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 消却する株式の総数 | 上記 2. により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) | 消却予定日 | 2026 年 10 月 30 日（金） |

(ご参考) 2025 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・発行済株式総数（自己株式を除く。） | 16,927,718 株 |
| ・自己株式数 | 361,590 株 |

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。